

巻頭エッセイ

もみ手の裁判官と PPP な弁護士による民事訴訟改革



一般財団法人民事法務協会顧問 新堂 幸司

今回は、ちょっと固苦しい話で恐縮ですが、私の専門のテーマでもあります“民事訴訟の最近の改革”について、できるだけ分かりやすくお話してみたいと思います。そう考えたわけは、ここでいう「改革」は、一般市民（民事訴訟の潜在的利用者でもある）皆さんのためになるような改革であり、かつ、皆さんが一人でも多く、この改革に賛同し、かつ、その声を高らかに表明することが、この改革を実現へと導くことに繋がるという政治的改革であり、私としては、この改革に賛同する立場から、本誌の読者の皆さんにも、ぜひ、この改革に関心をもっていたきたいと望んでいるからです。

最近、選挙にかかるもろもろの文書、年金制度の説明、課税金や保険金の説明、さらには一般的な商品の説明書・広告などが、各家庭に勝手に配布されてくる。買った製品の説明書もある。そのどれもが、小さい活字で、長々と紙面一杯に書かれている。高齢者には読むこと自体不可能だ。送り手側としては、受け手が読むかどうかは関係ない。こうした文書を送りつけていること自体が必要だと考えている。そうとしか思われぬものが殆どだ。読み手の立場から言えば、要をえた簡潔な口答の説明とすぐに質問もできる場があれば大いに助かる。もし本当に理解してもらう必要があるとい

うなら、このような説明の場を設けるのが最適である。これは、お互いに理解し合うという、人と人との一般的行動において用いられる、実践的技術とでもいえる。それは、人と人との関わり、人と人との紛争の場においても、お互いを確かめ、それなりに互いに信じ合ったうえで、それぞれの立場を話し合うための基本的技法でもある。それは、正式の裁判手続であっても、弁護士が仲介する任意の紛争解決手続であっても、合理的な技術、手法といえる。

ところが、民事訴訟手続における原告・被告及びそれらの代理人たる担当弁護士ら・そして担当裁判官とが、お互いを確かめ、紛争の中味を共通に理解し合う方法は、そのような方法を全く無視している。ひと月に一回程度に開かれる期日において、事件担当代理人弁護士は、自分側に有利な最小限の事実を記載した書面の提出と、この事実に応用されるべき法に関する主張を簡潔に記した書面（いずれの書面も準備書面という）を裁判官の面前に提出し、「書面に記載した通りのすべてを主張します」と口答で述べ、裁判官は、その提出者はその書面の通り口頭弁論したものと受け止め、これに対する反論等は次回口頭弁論期日に致しますとあって、ほぼ1ヶ月先に次回期日を決め、そこでやる手続について簡単な打ち合わせをしたら、本日の口頭弁論期日

を終了しますと宣言する。その間、たかだか10分か15分もかからない。これだけでその期日は終る。多くの新米弁護士、新米裁判官は、そのあっけなさに「え！もう、終り」とびっくり。おとぎ話の裁判劇でも見た感じだ。同時に、「これじゃ、依頼者にとっても、なにをやったんだか、理解できないではないか」と慨嘆する。「これは口頭弁論じゃない。書面主義そのものだ」と批判する。こうして、まじめな裁判官や弁護士は、口頭弁論の活性化の夢を追い始める。そして、民事訴訟法改正（平成15年法108）によって、準備を十分に行った当事者間で（裁判官も含めた）、口答の討論を徹底して行う方式、同時に、あらかじめ1年とか半年とかに、終期を限った口頭審理で、早期の紛争解決を目指そうとする「弁論兼和解」という手続方式（若い（当時）元気な裁判官・弁護士らの考案した口頭弁論活性化のための手続方式。弁護士自身からの提言と実践の努力については、福田剛久『民事訴訟の現在位置』（日本評論社2017年8月刊）198頁以下参照）とその技法を可能とするような基本的条項が、この改正法の中に何条か打ち込まれた（たとえば、計画審理147条の2・147条の3、準備的口頭弁論164条から167条、弁論準備手続168条から174条、訴えの提起前における証拠収集の処分等132条の2から132条の9等）。その結果は？その改正法の狙いは成功したのだろうか？

その結果、徹底した口答主義は定着したか？——いや失敗したとの評価が相場といえよう。そしてその改革の熱意もいつしか失われてしまったのである。

このような改革がなぜ失敗したのか、失敗するのだろうか。その失敗の原因は、日本文化に由来するのか。小さな生活共同体における永年の風習の積み重ねに由来するという見方もある。日本人は個人の意見を

なかなか言わない。いや、はじめから、そんなもんもってない。みんな大勢順応型だ。ルールづくりは他人任せ、政治家任せ、総じて政治に無関心だ、と。近時は、外国人との近所付き合いが多くなったせいか、外国人の日本人観もよく聞かれる。日本人は自分の意見や感想を口に出して言わない。だから、日本人は何を考えているのかわからなくて、付き合いにくい、という。——こうした日本人の根っからの性格からみれば、口頭弁論の活性化の夢など、どこの国の話かと聞こえるかも知れない。

いったい、どうしたら、このような逆境ともいえる状況を乗り越えられるのか。日本文化や日本人の性格に起因する難事や挫折は当然のこととして受け入れ、そのような改革は、はなから諦めるのか、それとも、なにか特効薬でもあるのか。これは、心ある法曹には年来気になっている課題だが、このところ、その夢が実現しそうな気配が、かすかにせよ、感じられるのである。

その種を明かせば、労働審判制度の創設（労働審判法平成16年4月28日法45号、労働審判規則平成17年1月11日最高規2号）と、そこにおける各当事者の代理人弁護士らが大いに努力して、この制度から成功を引き出したことである。その手続は迅速を旨とし、審理期日は原則3回以内とされる（同法15条）。そこで当事者らは、まず事件についてのすべての準備（相手方の主張に対する反論、それら自らの主張のすべてを裏づける証拠を集めることも含む）を終えたうえで、これらの準備した資料（準備した証拠の写しも添える）のすべてを书面化し、決められたメ切までに裁判所に「一括して」提出する。これを受けた相手方も同様に、自分のメ切までに、資料の準備をすべて終えこれを书面化して裁判所に「一括提出」する（同規

則13条から28条あたりまで参照)。このような代理人弁護士らによる事前の準備活動は、習慣となっている従来の弁護士の仕事の進め方と比べると、きわめて迅速かつ過酷なものである。とくに申立てを受けた側の代理人の忙しさは想像をこえる。この神経を削るような弁護士側の準備活動があつてこそ、期日における代理人も含めた当事者双方の口答のやり取りも、担当労働審判官1名(裁判官)および労働側・使用者側の審判員2名(非常勤)(これらの者で労働審判委員会が構成される、同法7条)からの発問も活発になり、審判事件の争点も一挙に解明され、許された3回の期日を終えるころには、和解の成功率が軽く申立件数の70%を超えることになった。このような弁護士らの獅子奮迅の活躍を引き出した、十分に準備された資料を決められたメ切までに「一括提出」という手続方式は、これに立ち会った審判官(裁判官)からみれば、偶然かつ突然に、神から授かった尊い賜物と映っても不思議ではなからう。工夫創作されたこの審判手続自体からみれば、僥倖的な成功実験であり、実態調査によっても、この成功が元で、弁護士からも裁判官からも、両者に通底する新しい民事訴訟手続改善案が出始めたのである。

一方では、弁護士自身からの声がある。労働審判制度における自分たちの忘れがたい活躍体験がそうであったように、弁護士による調停手続や仲裁センターで、自分達が頑張ることによって、通常の訴訟手続よりずっと早くかつ充実した紛争解決が可能になるのだとの自信を生んだ。現にそのような弁護士による実践がやがて市民に親しまれるようになれば、そのような紛争解決方式が裁判手続にも波及するはずだ、とい

う声が上がった。榎本修弁護士の論文「ローヤリング基礎論覚書(1)～(8)」(とくに、名大法政論集(202103)289号225頁注872参照)。

他方、裁判官からは、ともに労働審判制度の積極的評価を基礎にした、定塚誠「労働審判制度がもたらす民事司法イノベーション——口頭主義・一括提出主義・審尋主義・PPPな実務家養成・IT審判制度等」(判例時報2251号20150511刊)と、浅見宣義「民事訴訟の隅々にまで口頭主義を——民事訴訟で口頭主義を徹底するための基本的提案(1)～(3)」判例時報2496～2497号(202112刊)がある。その「基本的提案」とは、とくに争点整理において、準備的口頭弁論手続(民事訴訟法164から167条)か弁論準備手続(同168から184条)を利用して、①口頭主義(直接主義)②一括提出主義(あらかじめ、審理の終りに厳格な時間制限をつけること)③審尋主義(口頭弁論に対する簡略で自由な審理方式。口頭弁論に基づいて判決されるのに対し、裁判所・裁判官はこの簡略で自由な審理方式に基づいて決定や命令を出すことができる)を採用することを掲げる。定塚氏の表現を借りれば、この3つの方式は「3種の神器」と呼ばれている。

ところで、一般の訴訟手続において、この3種の神器を使う手続に当事者たちを誘い込むには、もう一つの山がある。その山を越えるためには、まず担当裁判官の方から、「この事件については、迅速適正な裁判のために、労働審判手続もどきの方式で争点整理をやりませんか」と双方代理人に相談を持ち掛ける必要がある。その誘いは、口答で言い合うための準備万端を当事者や代理人の方でまず尽くす必要があるし、しかも限られた一定時間内にその準備を終えておかなければならないことを意味する。したがって、両代理人がこの裁判官からの相談に応じるには、相当な覚悟がい

る。まさに、その代理人は、当事者らの要求する迅速で適正で納得できる裁判の要望を真摯に受けとめ、かつその要望に応えて行動するプロ（Professional）意識と努力（Perspiration 汗をかくこと）と情熱（Passion）が求められる。まさに「PPP な弁護士」が求められる。他方、裁判官には、「自分で事件の予習をしないでおいて、まず当事者に準備させるとは、何たる怠惰な裁判官か」と、当事者にバカにされるのではないかという躊躇い（タメライ）がある。それでも代理人らをこの手続に誘導するには、裁判官にはこの弁護士らに「もみ手」でお願いする、それなりの思い切りと覚悟が要る。ここに、本稿に「もみ手の裁判官と PPP な弁護士による民事訴訟改革」という奇妙な題名をあえて付した理由がある。

いま民事紛争解決に IT 技術がどんどん利用され、ますます迅速な紛争解決が求められる時代となった。コロナ騒ぎによるニューノーマルも、これに拍車をかけている。また当事者らからも、労働審判制度の実績が市民に理解されれば、もっともってこの種の紛争処理手続を利用した方式でやってくれとの市民の要望が高まるだろう。これは弁護士職にとっても、新しい売場開拓のチャンスにもなる（この点を実証する調査研究もある）。こうした世間の動向も、この改革にとっては追い風になるだろう。

もっとも、肝心の弁護士さん自身は、こうした方向をどう受け取っているだろうか。上記のような、口答弁論に徹しかつ審理期間を厳しく限定した訴訟手続を創設しようとする立法化の動き（法制審議会 IT 化関係等の改正に関する中間試案（2021 年 2 月 19 日ま

とめ）第 6 では、第 1 回期日から（甲案）あるいは審理計画を定めた日から（乙案）、6 月以内に審理を終結しなければならないとする審理期間を法によって厳しく制限した「新たな訴訟手続」を提案している）に対しては、弁護士会からの反対は半端ではない（たとえば東弁の令和 3 年 5 月 10 日提出の意見書第 6 の意見 1 など）。これは PPP な弁護士の実数が現に微々たるものであることの証拠であろう。その数が一人また一人と増え続けるためには、どうすればよいか。PPP な弁護士育成を中心とする研修制度が必須であろうし、その教育内容に何を盛り込むかの問題も簡単には決着されそうもない。それらにも、10 年 20 年の努力 perspiration を要するであろうか。

私どもが望む上記のような民事訴訟の改革は、いまは遠く淡い夢でしかない。しかし PPP な弁護士の地道な育成という解決方向は正しいし、ほかの道はあり得ないと考える故、この改革は実現可能な夢であることを、私は信じたい。そして、私自身もこの改革運動に参加することをもって、残りの人生を続ける糧に加えようと思う。

追記：①法制審議会民事訴訟法（IT 化関係）部会 23 回部会（2022 年 1 月 28 日開催）では、民事訴訟法（IT 化関係）等の改正に関する要綱案（案）3 が定められ、中間案での「新たな訴訟手続」が「申出に基づく法定審理期間訴訟手続（仮称）」と改名され、種々の条件の下であるにしても、これを認める結論が出された。②難解な話を分かり易く話せたかどうか、心もとない。それはともかく、本稿は、一般向けのエッセイであるとして引用すべき文献を極力絞ったため、いっそう難解になったことを、締まりのない言い訳として追記する。

（2022 年 1 月 31 日記）